

広島県告示第百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する形質変更時要届出区域

尾道市西藤町二六六番四の一部、二六七番五の一部、二九四番三の一部、二九四番五の一部、三〇四番六の一部、二九三番二の一部、二九三番三の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物